

「電気設備に関する技術基準を定める省令」等の一部改正等に対する意見の募集について



平成 28 年 5 月 2 日、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 34 号。以下「PCB 特措法」という。)が公布され、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類や、保管の場所が所在する区域に応じて、政令で定める期間内に処分等を行わなければならないこととなりました。

これに対し、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)で規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「高濃度 PCB 含有電気工作物」という。)については、電気事業法の定めるところにより廃止等を行うこととされています。

これを踏まえ、電気事業法において、PCB 特措法と同等の廃止等の措置を講じるべく、「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)」等の一部改正等を行うことになり、平成 28 年 6 月 28 日(火)から平成 28 年 7 月 27 日(水)までの間、意見の募集を実施しました。

主な改正内容は使用中の高濃度 PCB 含有電気工作物について、当該電気工作物が施設されている場所の所在する区域ごとに廃止の期限を定めるとともに、当該電気工作物の変更や廃止に係る届出、廃止に向けての管理状況等に係る届出などの様式等の整備です。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 6 月 28 日付 経済産業省資料

研究開発箇所 佐藤旭